

(財)愛媛県暴力追放推進センター 2次評価

- ・(財)愛媛県暴力追放推進センターは、「暴力員による不当な行為等の防止等に関する法律」(平成3年制定)に基づき、県民総ぐるみによる暴力追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止と暴力団員による被害救済に寄与することを目的に、平成4年に県、市町、企業の出捐により設立された法人である。
- ・当法人は、暴力団員による不当行為を予防するための広報活動や相談活動、暴力団排除活動への支援、不当要求防止責任者講習などを行っているところである。近年、暴力団の組織活動の実態はますます不透明化し、伝統的な資金源獲得活動である恐喝、賭博、ノミ行為等に加え、振り込め詐欺や闇金融の増加など暴力団の活動がより巧妙化しており、県民総ぐるみでの暴力団排除活動の中核として、今後ともその取組みを強化していく必要性が高いことから、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次の通りである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・警察官OBの常勤役員(専務理事・事務局長)1名、職員2名で運営しており、相談、講習実施などの業務量から見ても必要最小限度の体制で行っていると認められる。
- ・役員は、27名で、警察官OBの専務理事のみ常勤で、その他は非常勤。理事長は県内経済団体代表で、県民総ぐるみ運動を推進する必要から、県内各界の代表が役員に就任している。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、暴力団対策法に基づき、公安委員会の指定により各都道府県に設立されたものであり、暴力追放パンフレットの作成、テレビ等での広報、県民大会の開催などの広報啓発活動、暴力追放相談員による相談活動、民間の暴力団排除活動への支援、企業や市町等の不当要求防止責任者に対する講習などを、警察、弁護士会等と役割分担を明確にしつつ、密接な連携をとって行っているところである。
- ・当法人は基本財産の運用益によって運営することとして設立されたものであるが、低金利の影響で大幅に縮減したことに伴い、7年に賛助会員制度を導入し経営基盤の強化を図った。17年度には、賛助会費の収入(17年度1,800万円)が全体の2/3を占めるまでになっているが、景気の低迷等から、7年度当時と比べ、700万円減少しており、経営状況は15年度を除き当期収支差額は赤字で、事業運用積立て基金を取り崩して、対応しているところである。
- ・今後、事業運営基金の取り崩しに依存せずに運営できるよう、基本財産については、普通預金、国債、地方債で運用しているところであるが、普通預金について金利面で有利な国債での運用を検討するとともに、新たな賛助会員の獲得にも力を入れると1次評価にもあり、一層の収入の確保に努めていただきたい。
- ・また、多様化・巧妙化する暴力団による不当行為に対応して、県民総ぐるみでの暴力追放運動等を推進するため多様な事業を実施しているが、引き続き当法人の存在や事業内容を広く県民に周知するとともに、警察と当法人との役割分担を踏まえて、事業の選択と集中を図り、効率的で効果的な執行に努める必要がある。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員は、県民総ぐるみでの暴力追放運動を推進するという観点から、県内各界の代表者27名で、常勤は専務理事(事務局長)1名であり、その他は非常勤で無報酬。職員数は、2名で業務を行っている。
- ・給与は県に準じており、給与カットも実施している。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与については、企業や県、市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習事業に係る委託のみであるが、17年度は22回実施し、940人が受講したところである(前年比3回増、159人増)。暴力団の不当行為は年々悪質巧妙化し、その範囲は、企業、行政、県民などあらゆる分野にわたっており、暴力団への対応等を教授する本事業の公益性は高く、今後も継続して実施する必要がある。

なお、改革実施計画では、本事業の重要性を鑑み、委託料の増額を見込んでいるが、厳しい県財政の状況なども踏まえ、まずは、当法人全体の事業の見直しなど更なる経費節減、収入の確保などにより財源を捻出することが必要と考える。

(2) 人的関与の見直し

- ・当法人の常勤役員（事務局長）1名、職員2名は全て県警察OBであるが、当法人の事業内容から、専門的知識・技能を特に有する必要があること、県警察との密な連携が必要であることを踏まえ、県警察官OBが雇用されることは認められる。
- ・また、県民総ぐるみの観点から、非常勤・無報酬の理事として、県民環境部長が就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・財団独自のホームページを開設し、貸借対照表、収支計算書等を公表しており、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・当法人は、県民総ぐるみでの暴力団排除活動の中核としての役割を担っており、引き続き当法人の事業内容等を広く県民に周知するとともに、警察と当法人との役割分担を踏まえて、事業の選択と集中を図り、効率的で効果的な執行に努めること。

【所管課】

- ・県民総ぐるみでの暴力追放運動等を推進するため、当法人との役割分担を明確にし、密接な連携のもと、取組みを強化すること。